

あなたも環境にやさしい農業に取り組む



エコファーマー

になりませんか？



エコファーマー制度とは

エコファーマー制度は、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥等を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行う環境にやさしい農業に取り組む農業者（個人または法人）を県が認定し支援する制度のことです。

社会的な「環境の保全」などに対する関心が高まる中、富山県においても、エコファーマーの認定を受けた農業者は着実に増加しており、エコファーマー制度を活用した、環境にやさしい農業の取組が広がっています。

☆☆制度のポイント☆☆

- ① 県が定めた指針に基づき、持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者を、知事が認定します。
- ② 認定を受けた農業者（エコファーマー）には、国の助成制度や金融上の特例措置、エコファーマーマークの使用などの支援措置が適用されます。

エコファーマー制度の紹介

1 「エコファーマー」認定の対象者は？

認定の対象となるのは、農業経営の経営主(個人または法人)で、経営規模は問いません。

2 認定の対象となる「持続性の高い農業生産方式」とは？

認定を受けるには、県が定める「導入指針」に基づき、下表の3つの技術区分に該当する技術をそれぞれ1つ以上、計画期間中（5年間）に対象作物の作付面積の5割以上に導入する必要があります。

【認定の対象となる農業生産方式】

技術区分	技 術 内 容
堆肥等施用技術	①堆肥等有機質資材施用技術 ②緑肥作物の利用技術
化学肥料低減技術	①局所施肥技術 ②肥効調節型肥料施用技術 ③有機質肥料施用技術
化学合成農薬低減技術	①温湯種子消毒技術 ②機械除草技術 ③除草用動物利用技術 ④生物農薬利用技術 ⑤対抗植物利用技術 ⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦天然物質由来農薬利用技術 ⑧土壌還元消毒技術 ⑨熱利用土壌消毒技術 ⑩光利用技術 ⑪被覆栽培技術 ⑫フェロモン剤利用技術 ⑬マルチ栽培技術

【対象作物】主穀作：水稲、大豆、麦類（大麦、小麦）

野菜：白ネギ、サトイモ、トマト、キュウリ、ナス、だいこん、かぶ、キャベツ、はくさい、にら、軟弱野菜、アスパラガス、タマネギ、ハーブ類、スイカ、ばれいしょ、にんじん、にんにく、ブロッコリー、えだまめ

果 樹：日本ナシ、リンゴ、カキ、ブドウ、イチジク、モモ、ウメ、ベリー類、ラズベリー（根域制限栽培）、洋ナシ

花 き：キク類、バラ、ユリ、チューリップ、りんどう

雑 穀：ハトムギ、そば

その他：野菜苗・花き苗



対象技術の例

- 上段左：マニュアルレクタによる堆肥施用
- 上段右：直まき栽培における局所施肥・肥効調節型肥料の施用
- 下段左：アイガモ利用による除草剤の削減
- 下段右：性フェロモン剤利用による殺虫剤の削減



3 エコファーマーになると どんなメリットがあるの？

■エコファーマーになると どんなメリットがあるの？

【メリット1：エコファーマーマークの使用】



エコファーマーに認定されると富山県が商標権を有する「エコファーマーマーク（右図）」を“無料”で使用することができます。

例えば、農産物に添付するシール、包装容器等、ポスター、チラシ、ワッペン、名刺等に表示することができます。

なお、マーク使用の際には、「富山県エコファーマーマーク使用規程」に基づき、県に届出等の手続きが必要です。

（以下の URL にエコファーマーマーク関連情報を掲載）

http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/202010/kj00011595.html

【メリット2：環境保全型農業直接支払交付金の交付】

地球温暖化や生物多様性保全に資する営農活動に積極的に取り組むエコファーマー等の農業者が組織する団体等については、化学肥料・農薬の大幅な使用低減（※）とともに、以下の先進的な取組みに対する掛り増し経費に対し、国と地方公共団体から1取組最大8千円/10aの交付金の交付を受けることができます。（※ 慣行基準の5割以上）

＜支援対象となる取組＞

- | |
|---|
| ①カバークロップ ②炭素貯留性の高い堆肥施用 ③有機農業 ④冬期湛水管理
⑤総合的病害虫・雑草管理（IPM）と組み合わせた畦畔除草と秋耕 ⑥夏期の水田内ビオトープの設置 |
|---|

【メリット3：農業改良資金の特例措置】

「農業改良資金（無利子）」の貸付対象者になるとともに、償還期間を延長する特例措置が受けられます。

	持続農業法に基づく資金の特例措置	通常の場合
償還(据置)期間	12 (3) 年	10 (3) 年

エコファーマー制度に関する相談については、最寄りの農林振興センター
または、県庁農業技術課(TEL076-444-8292)までお問い合わせください

4 どうすれば認定を受けられるの？

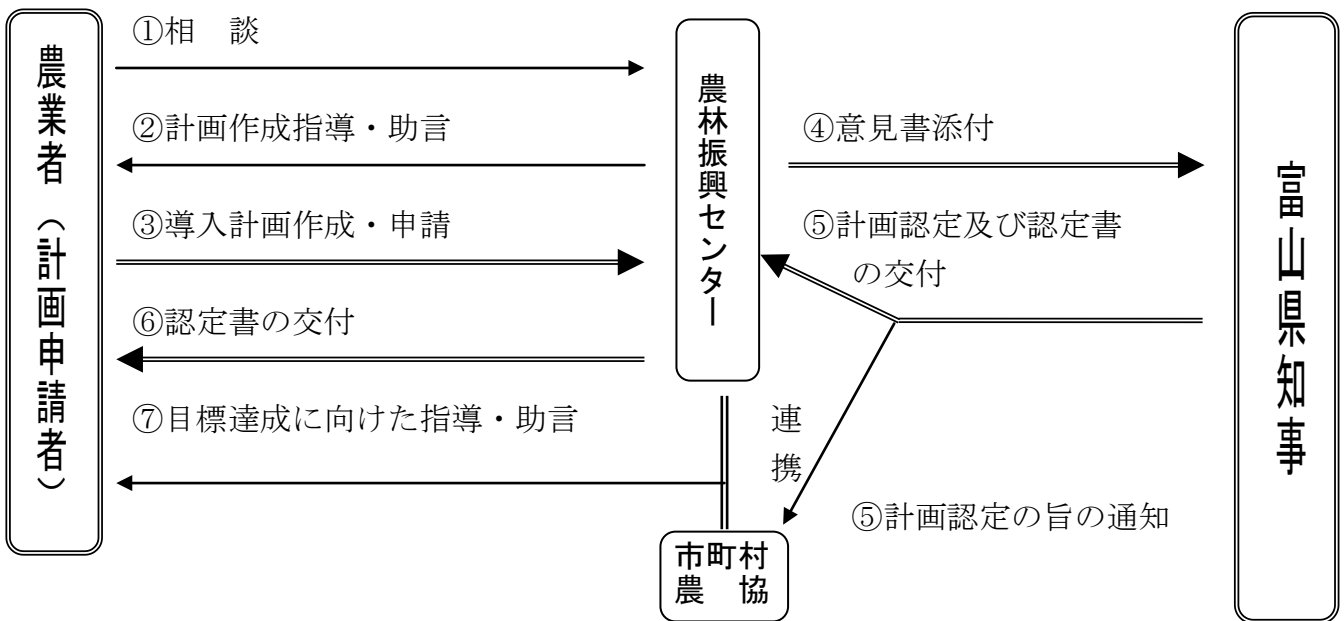
認定を受けようとする農業者は、「導入指針」に従って「導入計画」を作成し、農林振興センターに提出してください。

この「導入計画」は、対象作物・面積、導入する技術、資材施用量などの項目について、概ね5年間の実現可能な計画として作成することとなっています。

申請された計画は、農林振興センターの意見を付して、知事に提出され、審査されます。「導入計画」が県で定めた「導入指針」に照らし、適正であると認められれば、認定証が交付されます。

なお、計画の認定期間は5年間となっており、認定期間を経過した場合は、新たな技術の導入など、これまでの取り組みをさらに向上させる導入計画を作成し、新たに認定を受ける必要があります。

エコファーマー認定の流れ



認定手続きに関するお問い合わせ・連絡先

新川農林振興センター	〒938-0801 黒部市荻生 3200 TEL0765-52-0268 FAX0765-52-3115
富山農林振興センター	〒930-0088 富山市諏訪川原 1-3-22 TEL076-444-4521 FAX076-444-4516
高岡農林振興センター	〒933-0806 高岡市赤祖父 211 TEL0766-26-8474 FAX0766-26-8475
砺波農林振興センター	〒939-1386 砺波市幸町 1-7 TEL0763-32-8111 FAX0763-32-8139
県農業技術課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
エコ農業推進係	TEL076-444-8292 FAX076-444-4409



携帯電話等の QR コード 読取機能を利用して、左記の連絡先等にアクセスすることができます。

QR コードが利用できない場合は、直接電話をしていただくか欄外の参考 URL を直接入力してください。

■参考 URL (申請様式等を掲載しています) http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/202010/kj00007428.html